

---

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第4、議案第7号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第7号は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（総務課長 山本秀樹君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○2番（渡辺文彦君） これがよくわからないので、お尋ねしたいんですけども、「24条第6項」が、今度「24条第5項」になるわけですね。ということは、この前に・・・、この現行の方では5項があるわけですね、現行には、6項ですから、これが、6項が5項になるわけだから、現行の5項があるわけですね。その5項と、今度新しい方の5項がどういう関係・・・、6項が5項になるわけだから、これが繋がるんだけど・・・、今まであった5項というのは、なくなるんですか。

○総務課長（山本秀樹君） 6項が5項になるという、条がずれたというものの改正は、地方公務員法の方の改正になります。

今回の改正は、あくまでも今まで6項で書いてある、その・・・、ここでいう6項の内容というのが、職員の勤務条件等は条例で定めなければならないよというふうに地方公務員法で決められているわけです。

それが、6項であったものが5項になったということは、地公法の方の、国の方の改正で動いたので、我われの方は、6項を引用して今回条例で定めますよという規定が、6項を引用しないで5項になったので、5項を使ってやりますという、ただ条ずれを直しただけの改正です。

だから、うちの場合は、6項から5項になったという条例のずれというのは、松崎町の条例ではありません。地公法で動いたということです。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（稲葉昭宏君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第7号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（稲葉昭宏君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---